

路上喫煙禁止区域の指定について（案）

京阪電鉄及び大阪モノレール 門真市駅前周辺地域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」）に指定することにより、路上喫煙の更なる防止を図ります。

【門真市の路上喫煙防止対策について】

本市では、令和元年10月1日に「門真市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」）」を施行し、市内の道路、公園、広場その他公共の場所において、路上喫煙をしないよう市民等に自主的な努力を求めています。

また、条例に基づき、駅前等人通りの多い場所を禁止区域に指定することで、歩きたばこによる火傷等の事故の防止や喫煙マナーの向上を図っており、令和2年8月1日には、京阪電鉄 古川橋駅前周辺地域を禁止区域に指定し、区域内に公共喫煙所を設置しました。

本市には、京阪電鉄 古川橋駅のほか、大阪モノレール 門真市駅、京阪電鉄 門真市駅、西三荘駅、大和田駅、萱島駅及び大阪メトロ長堀鶴見緑地線 門真南駅の6つの駅があり、それらの周辺は市民の方々のみならず、市内外から多くの鉄道利用者や商業施設、スポーツ施設等の利用者等が訪れる場所となっており、たばこによる火傷等の事故や吸い殻のポイ捨て等が発生しやすい場所であるため、今後も駅前周辺を中心に禁止区域の指定を行ってまいります。

【今回の禁止区域の指定について】

門真市駅周辺地域は、鉄道や商業施設の利用者の往来に加え、市立門真小学校の校区であることにより、日常的に多数の児童の往来があり、歩きたばこによる火傷等の事故の発生の恐れがあります。また、近年、この地域における路上喫煙に対する苦情が多く寄せられており、安全で快適な生活環境を確保するための対策が必要であると考えます。

以上のことから、京阪電鉄及び大阪モノレール 門真市駅前周辺地域を禁止区域に指定することを考えております。区域指定は令和4年10月を目途としており、たばこの火による火傷等の事故や吸い殻のポイ捨てを防止し、喫煙マナーの向上を図るべく、公共喫煙所の設置についても検討してまいります。

【参考】禁止区域に関する規定について

条例には、以下のとおり規定されています。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示し、標識の設置又は標示をするものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

新たに指定する禁止区域は、下図の斜線で示したとおりです。また、たばこによる火傷等の事故や吸い殻のポイ捨てを防止するため、禁止区域内に喫煙所を設置することを予定しております。

市民の皆様のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

